

七尾市文化協会賞等表彰規程

第1条（趣旨）

この規程は、当協会において芸術、学術、伝統芸能、生活文化その他の文化芸術活動の各分野において活動を行い、当会の振興及び発展に寄与した者若しくは団体または寄与することが期待される者若しくは団体に対する表彰について必要な事項を定める。

第2条（表彰の種類）

表彰の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 七尾市文化協会文化賞
- (2) 七尾市文化協会功労賞
- (3) 七尾市文化協会奨励賞

第3条（表彰の対象）

表彰は当会に所属している者または会員（団体）等に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要があると認めるときは、当会所属以外の者に対し、表彰することができる。

第4条（表彰の範囲）

七尾市文化協会文化賞の表彰範囲は、次のいずれかに該当する会員等で、当会の振興及び発展に寄与したものとする。

- (1) 全国規模の大会、コンクール等で、優秀な成績を収めたもの。
- (2) 10年以上の継続的な文化芸術活動を行い、当該文化芸術に係る団体の育成・指導に貢献したと認められるもの。
- (3) その他文化芸術の分野で顕著な業績を挙げたもの。

2 七尾市文化協会功労賞の表彰範囲は、次のいずれかに該当する会員等で、当会の振興及び発展に寄与したものとする。

- (1) 北信越規模の大会、コンクール等で、優秀な成績を収めたもの。
- (2) 前項第2号に規定する期間未満の継続的な文化芸術活動を行い、当該文化芸術に係る団体の育成・指導に貢献したと認められるもの。
- (3) その他文化芸術の分野で業績を挙げたもの。

3 七尾市文化協会奨励賞の表彰範囲は、次のいずれかに該当する会員等とする。

- (1) 県規模の大会、コンクール等で、優秀な成績を収めたもの。
- (2) その他積極的な文化芸術活動を行い、当該活動により将来において当会の振興及び発展に寄与することが期待されるもの。

第5条（被表彰者の推薦）

会員等が表彰に係る前条の規定に該当すると認められる場合は、その理由を付し、七尾市文化協会文化賞等被表彰候補者推薦書（別記様式）により理事長に推薦するものとする。

第6条（被表彰者の決定等）

会長は、前条の規定により推薦書を受理したときは、七尾市文化協会賞委員会を指名招集し、当該推薦された会員等の功績内容を調査し、第4条の規定に該当すると認められるときは、被表彰者として決定するものとする。

2 前項の規定により決定した被表彰者を会長が表彰するものとする。

第7条（表彰の方法）

表彰は、年1回新春の集いにて、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

第8条（補則）

この規程に定めるもののほか文化賞等の表彰に関し必要な事項は、会長が定める。

附則1 この規程は平成18年5月20日から施行する。